

1．政策及び15年度重点施策等

政 策	金融機関等の法令遵守に対する厳正な対応
15年度 重点施策	的確で厳正な行政処分 行政処分等において行った法令解釈の周知 事務ガイドラインのタイムリーな整備、見直し 業界自主規制ルールの策定

2．政策の目標等

法定任務	預金者、保険契約者、投資者等の保護
基本目標	金融機関等が金融サービスを公正に提供していること
重点目標	金融機関等の法令遵守態勢が確立されていること

3．政策の内容

(1) 的確で厳正な行政処分

預金者、保険契約者、投資者等を保護するためには、金融機関等に対し、業務に関連する諸法令等を遵守させることにより、業務運営の適切性、健全性の確保を図ることが必要です。このため、金融庁では、立入検査、報告の徴求等により事実関係を把握し、法令違反等の事実が確認された場合には業務改善命令・業務停止命令等の行政処分を行います。

(2) 行政処分等において行った法令解釈の周知

同種の法令違反による行政処分等の事例が多発した場合や法令適用にあたって新たな行政判断を伴った行政処分を行った場合に、これらの処分等において行った法令解釈の周知を積極的に図ることにより、同種の事案の発生を防止するとともに、各社の内部管理態勢の改善を図ります。

(3) 事務ガイドラインのタイムリーな整備、見直し

法令改正や制度・慣行の変更等を受けて、監督事務の運営上必要と認められる事項について、適時に事務ガイドラインの整備、見直しを行います。

(4) 業界自主規制ルールの策定状況

政府が定める法令等に加えて、業界団体等に法令遵守に関する自主規制ルールを整備することを促し、金融機関等の法令遵守態勢の確立を図ります。

5. 平成 15 事務年度における事務運営についての評価

(1) 預金取扱金融機関

行政処分を受けた金融機関においては、法令遵守態勢に係る組織体制の見直しや、内部管理態勢の強化に向けた取組みが行われています。

しかしながら、今後とも、金融機関に対し法令遵守の一層の徹底を図るため、法令違反等に厳正に対処すること等の措置を講ずることが必要と考えています。

(2) 保険会社

行政処分を受けた保険会社においては、法令等遵守にかかる全役職員等に対する教育の徹底や組織体制の整備・充実、保険募集管理態勢の充実・強化といった取組みが行われています。

しかしながら、保険商品が多様化している中で、今後とも、保険契約者保護の観点から、法令遵守の一層の徹底を図るため、法令違反等に厳正に対処すること等の措置を講ずることが必要と考えています。

(3) 証券会社

行政処分を受けた証券会社においては、内部管理態勢の整備、各種研修の実施、法令等遵守部門の機能強化等、適切な業務運営の確立に向けた取組みが行われています。

しかしながら、多様な投資者による幅広い市場参加を促す観点から投資者の保護、市場の公正性の確保が強く求められており、今後とも、法令遵守の一層の徹底を図るため、法令違反等に厳正に対処すること等の措置を講ずることが必要と考えています。

(4) 貸金業者等

行政処分を受けた貸金業者等についてみると、

貸金業者においては、内部体制の見直し、社員教育の実施といった法令遵守向上に向けた取組みが行われています。

また、金融庁では、ヤミ金融対策法が成立したことに伴い、事務ガイドラインを整備しました。さらに業界団体による自主ルールの策定が行われるなど、貸金業者の法令遵守に資する取組みが行われています。

商品投資販売業者については、法令違反を行った社による商品ファンドの新規販売等が停止されました。

抵当証券業者については、抵当証券保管機構による弁済受領等業務が開始されたことによって、機構を通じて元利金の支払いが行われることになり、購入者の保護が図られることになりました。

しかしながら、貸金業者等については、資金需要者等保護の観点から、今後とも、法令遵守の一層の徹底を図るため、法令違反等に厳正に対処すること等の措置を講ずるこ

とが必要と考えています。

以上のように、立入検査、報告の徴求等により事実関係を把握し、法令違反や法令遵守態勢等の問題に対して厳正な行政処分を講じることに加え、事務ガイドラインの整備、行政処分等において行った法令解釈の公表、業界を通じた再点検の要請や自主ルールの策定を促すことにより、法令遵守の取組み等が促されています。

5 . 今後の課題

金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中で、金融機関等による法令違反等は、今後様々な形で行われるおそれがあります。したがって今後とも、立入検査、報告の徴求等を的確に実施し実態把握に努め、法令違反等が確認された場合には、厳正な行政処分を行うとともに、引き続き、行政処分等において行った法令解釈の周知及び行政処分に係る事務ガイドラインの整備等の措置を講じていく必要があります。加えて、業界や関係機関との情報交換や国民への情報提供について充実を図っていく必要があります。

6 . 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。